

公共事業再評価調書

所管課：道路街路課

1 事業概要	事業名：都市計画道路3・2・13号南風原中央線街路事業			
	事業種別：街路事業	事業主体：沖縄県	当初事業期間：H12～H18	
	事業箇所：南風原町	根拠法令：都市計画法	事業期間：H12～H24	
	総事業費(百万円)：10,242	費用内訳：補助率 9/10	事業量：L=880m W=29m,30m	
(整備目的)	<p>当路線は、南風原町南部の集落地域と同町中心部を連結するとともに町の骨格を形成し、那覇都心へアクセスする重要な幹線街路である。現在、当路線及び兼城交差点において交通容量不足から交通渋滞が著しく、また、歩道幅員も狭小な状況である。兼城交差点は、那覇都市圏における主要渋滞箇所となっており、早急に整備する必要がある。</p> <p>本路線を4車線に拡幅整備することにより、交通渋滞を緩和し、歩道拡幅により安全で快適な歩行者空間の形成を図るものである。</p>			
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着手 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤ その他()			
3 再評価に至った主な要因	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他()			
(具体的理由)	補償内容に対する不満等で、用地取得が難航しているため。			
4 事業の進捗状況	項目	事業費(百万円)	整備(m)	用地取得(千㎡)
(H21.3時点)	計画	10,242	880	10.3
	実施済	8,968	220	10.0
	率	88%	25%	97%
5 事業効果の評価指標	① 走行時間短縮	68,500	① 事業費(全事業費の合計)	13,300
	② 走行経費低減	7,100	② 維持管理費	200
	③ 交通事故減少	0		
(検討年50年)	総便益	75,600	総費用	13,500
(基準年H21)	基準年換算(B)	29,300	基準年換算(C)	14,500
(単位:百万円)	費用便益比 (B/C) = 29,300 / 14,500 = 2.0			
6 事業を巡る状況の変化	<p>① 社会・経済： 平成12年度に那覇空港自動車道の西原JCT～南風原南ICまでの区間が開通し、その後平成19年度までに、名嘉地ICまで開通している。また、周辺にはスーパーや遊技場等の大型店舗の進出が目立っている。</p> <p>② 地元・自治体： 南風原町では、南風原中央線を南風原アジマーロード(シンボルロード)に位置付け、計画当初から地域住民参加による街並みデザインワークショップを行っている。</p> <p>③ 利害関係者： 一部難航している地権者がおり、任意交渉と並行し土地収用法に基づく手続きも視野に入れた対応を進めている。</p>			
7 事業の必要性・効率性	<p>① 事業の必要性・緊急性・有効性など</p> <p>現在、兼城交差点を中心に交通渋滞が著しく、また、歩道幅員も狭小な状況であることから、交通渋滞の緩和と安全で快適な歩行空間の形成を図るため早急に整備する必要がある。</p> <p>② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト削減)</p> <p>一部補償交渉が難航している地権者もいるが、任意交渉と並行し土地収用法に基づく手続きも視野に入れた対応を進めており、また、平成20年度末には事業の進捗率が用地取得ペースで97%となっていることから、現計画の推進を図ることが効率的である。</p> <p>③ 事業効果の発現状況</p> <p>用地取得済みの箇所から暫定断面で歩道工事を実施しており、歩道が拡幅されたことにより安全な歩行空間が確保された。</p>			
8 今後の対応・見直し	<p>① 事業計画等： 現計画どおり事業を進め、平成24年度の完成を目指す。</p> <p>② 対住民関係： 用地交渉が難航している地権者に対しては、任意交渉と並行して土地収用法に基づく手続きも視野に入れた対応を進める。また、用地取得済み箇所の工事を推進し、早期の事業効果発現を目指す。</p> <p>③ 執行体制： 現体制で執行可能である。</p>			
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止			